

# 所管事務調査（先進地視察）報告書

## 産業建設常任委員会

### 【遠野市】

- 1 視察先 遠野市（遠野市役所）
- 2 視察日時 平成18年8月21日（月）  
午後1時30分～3時30分
- 3 参加者 原委員長、中西副委員長、今度委員、川浪委員、  
高山委員、野村委員、早川委員、吉浪委員、  
松本事務局主事
- 4 視察テーマ 「日本のふるさと再生特区について」
- 5 視察目的 京丹後市は、産業政策の新たな方向として、農林漁業・商工業と観光業界が連携した総合的な産業を模索している。遠野市は、「どぶろく特区」で全国に名の知れた構造改革特区の先駆的自治体であり、グリーンツーリズムなど都市農村交流等、新しいスタイルの観光産業が振興されている。  
視察は、既存の特区事例から本市の産業振興策を模索するために、大きな成果を挙げている遠野市を先進事例として調査を行った。
- 6 視察内容
  - (1) 市勢と産業の現況  
遠野市は、平成17年10月1日隣接する宮守町と合併し、現在の遠野市となった。  
平成18年3月末現在の人口は、32,072人、世帯数は、10,690世帯で、高齢化率は約32%となっている。  
市の総面積は825.62km<sup>2</sup>、その内山林原野が50%、牧野等その他が約40%、農地・宅地は合わせて10%である。  
市の産業構造は、就業人口では、一次産業24.8%、二次産業33.3%、三次産業41.9%であり、生産額では、一次産業4.7%、二次産業35.9%、三次産業64.2%で、総生産額は683億円となっている。  
生産額で比率の高いのは、サービス業24.3%、製造業24.2%で、農業は、4.3% 29億円となっているが、比較的低位にある。

## ( 2 ) 遠野市の特徴と特区導入の意義

遠野市では、合併前から「日本のふるさと」として、観光・交流のまちづくりを進め、都市圏からの交流人口の拡大を図ってきた。しかしながら、観光客数が伸び悩み、また、農業従事者の高齢化などから、今後耕作放棄地の増加が懸念される状況となってきた。

近年、グリーン・ツーリズムという言葉が登場して以来、全国各地の農山漁村で様々な取り組みが行われ、日本人にあったツーリズムのあり方が模索されているが、遠野市は、日本のふるさと再生特区として独創的な遠野ツーリズムを取り組んでいる。

ふるさと再生特区の意義は、農作業体験など、都市では味わうことのできない体験的なメニューをグリーン・ツーリズムの重要な役割とするとともに、市周辺地域の農村部では、旅行者から農作業の労力提供を受けたり、郷土の文化を意識した手づくりによるもてなしを旅行者に提供する過程の中で、地域の誇りを再認識するという意義を見出すこととしている。

また、農家数の減少や農林業従事者の高齢化の進行、農林業の担い手不足などによる生産力の減退、生産基盤である経営耕地面積の減少や休耕田の増加など、遠野らしさが損なわれる状況を克服し、地域の大切な資源でもある田園風景を維持するために、農林業を中心に、耕地の有効活用を図り、高生産・高付加価値化を図る新しい産業の創造が地域に展開され、活力あるまちづくりに資するものであると考えられている。

## ( 3 ) 遠野市における構造改革特区の概要(適用される規制の特例措置)

特定事業の名称:特定農業者による濁酒(どぶろく)の製造事業  
(707)

農村滞在型余暇活動の一環として、農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、料理飲食店など)を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供するため、当該特区計画において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準[年間6k1])の規定は、適用しない。

特定事業の名称：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（1001）

遠野市が所有している農地又は所有者から借地した農地を特定事業の実施により耕作を行う法人に貸与する。なお、遠野市は、特定事業の実施により、あらかじめ耕作を行う法人と協定を結び、事業の円滑な実施を確保することとする。

特定事業の名称：農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（1006）

農地の権利を取得し、農業に従事しようとする場合、農地の権利取得後の経営面積の下限面積を10アール以上とする。

農地取得 50アール未満でも、農業をはじめることができる

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（農地法の特例）

特定事業の名称：農家民宿における簡易な消防用設備等の容認

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿（農家民宿に類する形態である畜産林業家民宿を含む。）事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」並びに「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を要しない。

#### （4）構造改革特区としての取り組み

「ぬくもり」と「もてなし」の心でつくる遠野ツーリズムの推進

交流拠点施設に加え、地域資源を活用した郷土料理や酒類、地域の歴史文化に触れる機会を拡充し、農家民宿による面的拡大など、市内滞在機能の強化を図ることで、「もてなし」の心でつくる滞在型観光の振興を図る。

「おもしろさ」と「やる気」を感じる新たな起業の促進

農村や森林の持つ多面的な機能を活かし、美しい田園景観を守り育てながら、農業従事者の確保・育成を図るため、農林業に意

欲を持ち、安定的な経営を目指して、多様な分野から農業に取り組む法人等の主体的な取り組みを促進し、地域産業の活性化を図る。また、地域の食文化の復活や生産作物の付加価値を高める農産物加工・販売など地域に根ざした新たな起業化を促進する。

#### 中心部と周辺部の均衡ある活性化

遠野市中心部は、遠野物語で有名な新しさと懐かしさが共存する遠野らしさを売り物にした観光が定着している。近年、交通機関の充実と共に東京方面からの観光客も増加したが、最近伸び悩んでいる状況にあることから、周辺部の農山村部での誘客と中心部の観光を有機的に連携させることが、交流人口の拡大につながるとして、遠野ツーリズムといわれる体験型のグリーンツーリズムが取り組まれている。

#### 特区の活用

農山村部の体験型・滞在型の観光の実行手段として、どぶろく特区や農地法の規制緩和、消防法の緩和等の特区による便宜を図った。

前述 特定事業の概要を参照

### ( 5 ) 構造改革特区実施により区域に及ぼす経済的・社会的効果

#### 遠野市資料引用

#### 実績指標（交流人口の拡大）

指標	H14年実績	H19年目標	H16年実績	備考
宿泊客数	57,359人	65,000人	68,745人	H16.1月～H16.12月までの実績
日帰り客数	157万人	190万人	169万人	H16.1月～H16.12月までの実績

H14実績の値は、H14.1月～H14.12月までの宿泊客数実績の値は、備考欄中の状況を示す。

実績指標（特区関連事業）

指標	特区認定前	H19年目標	実績	備考
農家民宿等の開業件数	3件	20件	3件	H17. 1. 7 現在
自家製による酒類製造件数	0件	10件	4件	H17. 5.19 現在
株式会社等による農業生産活動件数	0社	10社	3社	H17. 1. 7 現在
農業生産活動での雇用人数	0人	40人	8人	H15.11.28 ~ H17.12.31 までの実績
新規就農者数	0件	10件	11件	H17. 1. 7 現在

特区認定前の値は、H15.11.28現在の状況を示します。

実績の値は、備考欄中の状況を示します。

（6）観光の視点からみる特区の波及効果 遠野市資料引用

観光の視点から構造改革特区の取り組みによる地域への波及効果を試算すると、平成15年11月28日の特区認定を受けて以降、どぶろく特区として広く紹介されたことなどにより、遠野市を訪れる観光客が増加したことに伴う、地域経済への波及効果について、平成10年岩手県産業連関表により推計したところ次のとおりであった。なお、推計にあたって、前提条件を 特区認定後の日帰り観光客の増加数 12万人 特区認定後の宿泊客の増加数 7700人として、日帰り客の支出動向、市内の平均的な宿泊費から直接効果を試算してみると、観光への直接効果 1億4千9百万円程度と推計される。

これから発生する各産業及び消費への波及効果は、7千4百万円と推計され、合計2億2千3百万円の波及効果が見込まれることになる。

なお、これら以外にも、知名度向上など推計に含まれない付加的な効果も期待され、特区による波及効果は3億円を超えるものと想定される。

観光に対する波及効果

(単位：百万円)

波及効果	需要額	第一次波及効果			第二次波及効果 D	総効果 (C + D)
		直接効果 A	間接効果 B	計 C (A + B)		
生産誘発額	149	149	43	192	31	223
うち粗付加価値誘発額		94	26	120	21	141
うち雇用者所得誘発額		47	11	58	8	66

7 所見

遠野市の特区申請に関する視察を目的に当市に赴いたが、観光振興と交流人口の拡大を図る上での一手段として構造改革特区を活用していることが十分に理解できた。

ややもすれば、特区申請が目的で、承認後の活用が伴わないケースが多々ある中で、特区となったメリットを十分に活かした地域づくりや振興策が堅実に取り組まれていたことは大いに参考とすべきである。

特に、行政と市民が一体となって、遠野の持つふるさと感や遠野らしさといった地域資源を保全しつつ、都市との交流人口を一層拡大するとともに、市民自らも、交流によって「おもしろさ」と「やる気」を感じ、自発的で、手づくりによる活動展開がさらに充実され、より一層の地域の活性化が期待される構図になっていた。

この他、当市が、構造改革特区を取り組んだことによって得られた大きな成果として、特区申請に絡んで、全国規模で多くの人脈や人材ネットが構築できたことや、内閣府の構造改革特区の所管部署を通じて、国の企画政策分野の職員（係長級）との人脈が創られ、国への情報提供や政策提言が容易にできる関係が構築できたことを挙げている。

また、現在、特区申請の異例の活用方法として、当市が実行したい事業の法的な規制有無の確認手法としても活用しているとの報告を受けた。

視察での所感は、特区の取り組みとしては、めざすべき事業の目的や期待する効果等を明確にした上で、手段として取り組む中に、法規制が障害となる場合に、規制緩和の手法として構造改革特区が活用されるものであって、特区申請が目的であったり、他の模倣的な特区申請や事業実施とならないよう留意すべきであることを実感した。

## 【滝沢村】

- 1 視 察 先 岩手県岩手郡滝沢村鶉飼字中鶉飼 5 5 番地
- 2 視 察 日 時 平成 1 8 年 8 月 2 2 日 ( 火 )  
午前 1 0 時 0 0 分 ~ 1 4 時 0 0 分
- 3 視 察 テ ー マ 産業振興と雇用の確保について
- 4 視 察 目 的 京丹後市は、少子高齢化と過疎化が将来の大きな課題であり、人口減少は避けられないと考えられている。これらの対応には、地元産業を活性化し、若者定住や U I J ターンを積極的に取り組む必要がある。  
滝沢村は、日本一の村として、人口が増え続けていることで有名であるが、その背景には、人口が増加する要因があることは当然であり、産業振興や住民福祉等に突出した政策展開が図られているものと思われる。  
今回は、産業振興策と雇用を中心に、京丹後市における産業振興と地元定住が進むしくみづくりの参考とするため調査を行った。

## 5 視 察 内 容

### ( 1 ) 滝沢村概要

滝沢村は、盛岡市の北西部に位置し、東西約 14 k m、南北約 20 k m 総面積 182.32 k m<sup>2</sup> である。秀峰岩手山をいただき雫石川、北上川が流れ、気候は内陸性気候である。

岩手山麓部から平坦部にかけて酪農・稲・野菜等を主体とした都市近郊農業地帯である。

近年は、平坦部より民間宅地開発・事業所・大学の立地が進み、都市化が進行し、従来からの街路や下水道、都市公園などの都市基盤整備に加え、文化施設・福祉施設の整備や、産業支援団地（盛岡西リサーチパーク）の整備等に取り組んでいる。

特に東部地域は、平成 1 0 年に岩手県立大学が開学し、平成 1 4 年には岩手 I T 研究開発支援センターが開設するなど、大学・試験研究機関が集積している。

平成 1 2 年 2 月には、人口 5 0 , 0 0 0 人を超え、人口日本一の村となった。また、平成 1 4 年には、行政経営理念を制定、平成 1 7 年 3 月には、住民の暮らしに着目し、住民協働で第 5 次総合計画を策定した。

### ( 2 ) 産業構造

第1次産業	5.8%
第2次産業	26.2%
第3次産業	68.0% (平成12年国勢調査資料)

(3) 平成18年度各種産業振興方針

第1次産業から第3次産業までの連関により、都市圏域内経済循環の中において地域の付加価値力を強化すること。

(4) 産業振興と雇用の確保

地域経済の活性化を図るために立地企業の優遇措置の充実を図り、盛岡西リサーチパークをはじめ事業所等の導入地域を中心に積極的に村内への企業誘致を行っている。企業誘致の受け皿として、新たな工業系団地や貸し工場、貸し事務所の確保に取り組んでいる。また、商工会等の産業支援機関と連携し、地元商工業者の金融の円滑化や事業拡大を支援している。また、大学研究機関と村内企業との産学連携を推進し、既存企業の高付加価値やベンチャー企業の育成に取り組んでいる。

盛岡西リサーチパークの概要

*所在地	岩手県岩手郡滝沢村大釜
*交通条件	東北新幹線盛岡駅から約10km 東北縦貫自動車道盛岡ICから約6km JR田沢湖線小岩井駅から0.4km
*面積	総面積約14.4ha 分譲面積約11.4ha
*業種	ソフトウェア業、デザイン業、自然科学研究所等の特定業種
*事業主体	中小企業基盤整備機構
*区画サイズ	0.15ha ~ 1.03ha
*用途地域	都市計画区域外 (建ぺい率60%、容積率200%)
*道路	幹線道路幅員 16m





( 5 ) 所見

滝沢村は、盛岡市の北西部に位置し、平坦部は、民間宅地開発・事業所・大学の立地が進み、都市化が進行している。文化施設・福祉施設の整備は一定整備されており、同時に産業支援団地（盛岡西リサーチパーク）の整備等にも取り組んでいる。この団地は、交通条件については、東北新幹線・東北縦貫道等、至極交通条件が良い上に、土地条件も良好である。しかしながら、空区画があり、企業誘致には苦慮しているのが現状である。

京丹後市においては、交通条件が悪く、工業団地誘致は、貸し工場・経済支援等優遇措置の条件整備が不可欠であると考えられる。第1次産業から第3次産業までの多角的な産業振興を図り、雇用確保に取り組む必要がある。

滝沢村が、大学研究機関と村内企業との産学連携を推進し、既存企業の高付加価値やベンチャー企業の育成に取り組んでいることは、京丹後市の今後のまちづくりに大いに参考にしていきたい。